



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年4月27日火曜日 第2161号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

騒音環境基準地域の類型の指定の一部改正.....	331
医療機関の指定.....	331
施術機関の指定.....	331
指定施術機関の所在地名の変更.....	331
指定医療機関の廃止の届出.....	332
指定施術機関の廃止の届出.....	332
医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....	332
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	332
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	333
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	333
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	334
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の休止の届出.....	334
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	334
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	334
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	335
公共測量の終了の通知.....	336
土地改良事業の工事完了の届出.....	336
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	336
道路の供用開始（ " ）.....	336
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	336
道路の供用開始（ " ）.....	337
土地改良区役員のが就退任の届出（5件）.....	337
建設業者の許可の取消し.....	338
道路の供用開始（県道網代島越線）.....	339

### 正 誤

平成22年4月1日付け第2153号外4愛媛県訓令第3号（愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令）中.....	339
平成22年4月9日付け第2156号愛媛県告示第439号（指定自立支援医療機関の指定）中.....	339

### 告 示

#### ○愛媛県告示第509号

騒音環境基準地域の類型の指定（平成11年3月愛媛県告示第380号）の一部を次のように改正する。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

今治市に係る関係図面を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び今治市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関の所在地名が、次のように変更された。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

#### ○愛媛県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
もりざね耳鼻咽喉科	盛 實 勲	西条市樋之口436-12	平成22年 4月1日
おち内科クリニック	越 智 直 登	大洲市若宮985-1	平成22年 4月1日
佐礼谷診療所	医療法人わのわ会	伊予市中山町佐礼谷甲816番地1	平成22年 4月1日
公立学校共済組合三島医療センター	公立学校共済組合	四国中央市中之庄町1684-2	平成22年 4月1日
春香メンタルクリニック	宮 内 奈 穂	東温市志津川179-14	平成22年 4月1日
チェリー薬局宮西店	有限会社チェリー薬局	新居浜市宮西町1番10号	平成22年 4月1日
フクダ薬局西条店	有限会社フクダ薬局	西条市樋之口436番地14	平成22年 4月1日
まるん薬局	有限会社ケンシンファーマシー	大洲市若宮988番地25	平成22年 4月1日
エンゼル薬局上灘店	株式会社エンゼル	伊予市双海町上灘甲5350番地10	平成22年 4月1日
衛生堂薬局四国中央店	株式会社衛生堂	四国中央市川之江町字枯木2324番1	平成22年 4月1日
有限会社ひる調剤薬局横河原店	有限会社ひる調剤薬局	東温市横河原180-1ガリレオビル1階	平成22年 4月1日
おれんじ薬局	株式会社マツモトファーマシー	南宇和郡愛南町城辺甲8番地2	平成22年 4月1日

#### ○愛媛県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
三好接骨院	三 好 竜 太	四国中央市川之江町2246番地3	平成22年 1月13日
よこた接骨院	横 田 裕	伊予郡砥部町高尾田44リージェントトベ1F	平成22年 4月1日

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
星野鍼灸接骨院	星野泰隆	今治市南高下町4-1-1	今治市上徳一丁目7-38	平成22年1月1日

## ○愛媛県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
よしもとレディースクリニック	吉本 勲	大洲市東若宮14-14	平成22年1月31日
鴨頭 医院	鴨頭 安行	今治市大西町新町甲535	平成22年1月29日
町田 医院	町田 久	喜多郡内子町内子2314番地	平成21年3月31日

山崎歯科医院	岡野勝征	大洲市長浜甲430-3	平成22年3月31日
--------	------	-------------	------------

## ○愛媛県告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
三好接骨院	三好慶治	四国中央市川之江町2076	平成22年1月13日

## ○愛媛県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社憩	喜多郡内子町内子3295番地1	訪問看護ステーションいこい	喜多郡内子町内子3295番地1	平成22年4月1日

## ○愛媛県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社グッドライフ	宇和島市伊吹町689	デイサービスくつろぎの庭	宇和島市伊吹町689	平成22年3月15日
株式会社ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	株式会社ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	平成22年3月23日
合同会社華喜	伊予郡砥部町七折18番地	でいさーびすなつかしのさと	伊予郡砥部町七折18番地	平成22年3月31日
ベストケア株式会社	松山市中村二丁目7番33号	ベストケア・デイサービスセンターひうち	新居浜市泉池町11番11号	平成22年4月1日
ベストケア株式会社	松山市中村二丁目7番33号	ベストケア・ショートステイひうち	新居浜市泉池町11番11号	平成22年4月1日
有限会社ケアサポートさくら	宇和島市丸穂甲937-15	グループホームあかり	宇和島市丸穂甲937-15	平成22年4月1日

ケアプラス株式会社	宇和島市宮下甲1535番地25	ケアプラスデイサービスセンター宇和島	宇和島市宮下甲1535番地25	平成22年4月1日
株式会社穂波	宇和島市柿原甲138番地1	グループホーム柿の里	宇和島市柿原甲138番地1	平成22年4月1日
株式会社憩	喜多郡内子町内子3295番地1	訪問看護ステーションいこい	喜多郡内子町内子3295番地1	平成22年4月1日

## ○愛媛県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社グッドライフ	宇和島市伊吹町689	デイサービスくつろぎの庭	宇和島市伊吹町689	平成22年3月15日
株式会社ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	株式会社ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	平成22年3月23日
合同会社華喜	伊予郡砥部町七折18番地	でいさびすなつかしのさと	伊予郡砥部町七折18番地	平成22年3月31日
ベストケア株式会社	松山市中村二丁目7番33号	ベストケア・デイサービスセンターひうち	新居浜市泉池町11番11号	平成22年4月1日
ベストケア株式会社	松山市中村二丁目7番33号	ベストケア・ショートステイひうち	新居浜市泉池町11番11号	平成22年4月1日
有限会社ケアサポートさくら	宇和島市丸穂甲937-15	グループホームあかり	宇和島市丸穂甲937-15	平成22年4月1日
ケアプラス株式会社	宇和島市宮下甲1535番地25	ケアプラスデイサービスセンター宇和島	宇和島市宮下甲1535番地25	平成22年4月1日
株式会社穂波	宇和島市柿原甲138番地1	グループホーム柿の里	宇和島市柿原甲138番地1	平成22年4月1日
株式会社憩	喜多郡内子町内子3295番地1	訪問看護ステーションいこい	喜多郡内子町内子3295番地1	平成22年4月1日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南9番10	ヘルパーステーションたらちね	西条市三津屋南9番10	平成22年2月1日
有限会社エクイティ	四国中央市中之庄町26番地1	ライフケア紙ふうせん	四国中央市中之庄町26番地1	平成22年2月1日

## ○愛媛県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアサポートさくら	(変更後) 宇和島市丸穂甲937-15	有限会社ケアサポートさくら	(変更後) 宇和島市丸穂甲937-15	平成22年2月1日
	(変更前) 宇和島市大宮町二丁目5番20号		(変更前) 宇和島市大宮町二丁目5番20号	

○愛媛県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人梶原医院	伊予市双海町上灘甲5783番地	梶原医院	伊予市双海町上灘甲5783番地	平成20年10月31日

○愛媛県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
有限会社タカハシ	八幡浜市1510番地53	有限会社タカハシ指定居宅介護支援事業所ももたろう保内	八幡浜市保内町川之石2-21-4	平成21年12月31日

○愛媛県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人梶原医院	伊予市双海町上灘甲5783番地	梶原医院	伊予市双海町上灘甲5783番地	平成20年10月31日

○愛媛県告示第522号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ケーズデンキ新居浜店  
 新居浜市東田三丁目乙11番25 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社ビッグ・エス  
 香川県高松市多肥上町1210番地  
 代表取締役 大坂 尚登
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ビッグ・エス  
香川県高松市多肥上町1210番地  
代表取締役 大坂 尚登

(4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年12月16日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,081平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
176台  
イ 駐輪場の収容台数  
60台  
ウ 荷さばき施設の面積  
104平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
22.55立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時45分から午後9時45分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日  
平成22年4月15日

3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項  
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 当該大規模小売店舗の名称  
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第523号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成22年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
城北ショッピングセンター	松山市谷町甲177-1 外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,596㎡	1,802㎡	平成22年12月10日	平成22年4月9日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午後10時15分まで	午前8時45分から午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第524号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成22年 3月 1日から  
平成22年 3月12日まで
- 3 作業地域 今治市北鳥生町

○愛媛県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西条市吉井土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 4月27日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	石田地区	平成22年 2月26日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	広江地区	平成22年 3月15日

○愛媛県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町645番5から 同市立川町620番3まで	旧	メートル 45～24.0	キロメートル 0.550	
			新	45～46.0 12.0～84.0	0.550 0.740	

○愛媛県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町645番5から 同市立川町620番3まで	平成22年 4月28日

○愛媛県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町640番10から 同市立川町645番11まで	旧	メートル 14.0～30.0	キロメートル 0.290	
			新	16.5～40.5	0.290	

○愛媛県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成22年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市立川町640番10から 同市立川町645番11まで	平成22年 4月28日

○愛媛県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。  
 平成22年 4月27日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 啓 二	伊予郡砥部町高尾田1173番地35

○愛媛県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浮穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。  
 平成22年 4月27日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	吉 良 春 美	松山市森松町454番地 9
"	小 原 正 敏	松山市森松町1005番地
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354番地
"	橘 茂	松山市井門町752番地
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718番地
"	橘 寿 幸	松山市井門町117番地
"	栗 田 定	松山市森松町857番地
監 事	今 村 桂	松山市森松町810番地
"	渡 部 敬 次	松山市井門町304番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	吉 良 春 美	松山市森松町454番地 9
"	小 原 正 敏	松山市森松町1005番地
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354番地
"	橘 茂	松山市井門町752番地
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718番地

"	橘 寿 幸	松山市井門町117番地
"	栗 田 定	松山市森松町857番地
監 事	今 村 桂	松山市森松町810番地
"	伊 賀 上 寅 男	松山市井門町864番地

○愛媛県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。  
 平成22年 4月27日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	友 澤 道 滋	松山市小栗五丁目 6 番15号
"	友 澤 聡	松山市小栗五丁目 3 番 8 号
"	友 澤 光 則	松山市小栗五丁目 9 番20号
"	澤 田 悟	松山市小栗三丁目 4 番43号
"	神 野 邦 彦	松山市小栗六丁目 8 番 5 号
監 事	澤 田 茂	松山市小栗三丁目 4 番40号
"	竹 嶋 幸 雄	松山市小栗五丁目 4 番15号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 村 義 隆	松山市小栗七丁目 2 番31号
"	友 澤 聡	松山市小栗五丁目 3 番 8 号
"	友 澤 道 滋	松山市小栗五丁目 6 番15号
"	友 澤 光 則	松山市小栗五丁目 9 番20号
"	松 本 修 蔵	松山市小栗七丁目 1 番 5 号
監 事	澤 田 悟	松山市小栗三丁目 4 番43号
"	竹 嶋 幸 雄	松山市小栗五丁目 4 番15号

○愛媛県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。  
 平成22年 4月27日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 和 夫	松山市志津川町65番地
"	山 本 文 則	松山市志津川町365番地
"	白 石 利 範	松山市志津川町338番地 2
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289番地 3
"	杉之内 俊 二	松山市志津川町303番地 1
"	青 木 勝	松山市志津川町60番地 2
"	石 井 政 夫	松山市志津川町106番地
"	安 藤 孝 則	松山市志津川町82番地
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70番地 1
"	門 屋 宏 通	松山市志津川町78番地
監 事	倉 田 廣 明	松山市志津川町347番地
"	門 屋 章 一 郎	松山市志津川町10番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 和 夫	松山市志津川町65番地
"	山 本 文 則	松山市志津川町365番地
"	白 石 利 範	松山市志津川町338番地 2
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289番地 3
"	杉之内 俊 二	松山市志津川町303番地 1
"	青 木 勝	松山市志津川町60番地 2
"	石 井 政 夫	松山市志津川町106番地
"	安 藤 孝 則	松山市志津川町82番地
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70番地 1
"	安 藤 信 一 郎	松山市志津川町77番地
監 事	杉之内 正 数	松山市志津川町351番地
"	門 屋 章 一 郎	松山市志津川町10番地 2

○愛媛県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 4月27日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 浩 二	松山市古川西一丁目12番 5号
"	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番 1号
"	今 村 眞 悟	松山市古川北四丁目17番10号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目17番15号
"	大 西 尚 正	松山市古川西三丁目 6番19号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4番 6号
"	大 西 光 章	松山市古川北一丁目15番 8号
"	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目 1番 3号
"	有 光 久 計	松山市古川南三丁目18番24号
"	今 村 忠 良	松山市古川北四丁目18番 1号
"	林 時 春	松山市古川北四丁目11番 5号
"	今 村 泰 藏	松山市古川南二丁目 2番11号
"	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番18号
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目 7番12号
"	有 光 晃	松山市古川南二丁目13番21号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 浩 二	松山市古川西一丁目12番 5号
"	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番 1号
"	今 村 眞 悟	松山市古川北四丁目17番10号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目17番15号
"	大 西 尚 正	松山市古川西三丁目 6番19号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4番 6号
"	大 西 光 章	松山市古川北一丁目15番 8号
"	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目 1番 3号
"	有 光 久 計	松山市古川南三丁目18番24号
"	今 村 忠 良	松山市古川北四丁目18番 1号
"	林 時 春	松山市古川北四丁目11番 5号
"	今 村 泰 藏	松山市古川南二丁目 2番11号
"	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番18号
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目 7番12号
"	有 光 賀 孝	松山市古川南二丁目 8番21号

○愛媛県告示第535号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1項第 4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 19 ) 第 13855号	平成19年 10月24日	オキ工住研	沖江 行重	大洲市徳森536 - 3	平成22年 3月15日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 19 ) 第 1654号	平成19年 8月15日	( 有 ) 武内土建	武内 伸司	八幡浜市保内町宮内 1 - 323 - 1	平成22年 3月25日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 ) 第 13529号	平成18年 9月24日	森田建築	森田 康廣	宇和島市保田甲1116	平成22年 3月26日	建築工事業	建設業の廃止



( 般 - 19 )第15022号	平成19年 5月24日	( 有 )進和塗装工業	藤田 進	八幡浜市大平 1 - 787 - 1	平成22年 3月31日	塗装工事業	建設業の廃止
-------------------	----------------	-------------	------	-----------------------	----------------	-------	--------

○愛媛県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部及び愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	宇和島市津島町成474番9から 南宇和郡愛南町油袋3番1まで	平成22年 4月28日

正 誤

○正 誤

平成22年 4月 1日付け第2153号外 4 愛媛県訓令第 3号（愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令）中

ページ	箇 所	誤	正
41	改正後欄 別表第7（第4条関係） 7 特定住宅瑕疵担保 責任の履行の確保等に 関する法律の施行に関 する事務	1 住宅建設 <sup>かし</sup> 瑕疵担保保証金に 関すること。	1 住宅建設 <sup>かし</sup> 瑕疵担保保証金に 関すること。

○正 誤

平成22年 4月 9日付け第2156号愛媛県告示第439号（指定自立支援医療機関の指定）中

ページ	箇 所	誤	正
302	表 所在地欄中	大洲市徳森1990番地 1	大洲市若宮988番地25